

令和 6 年  
第 7 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和 6 年第 7 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 7 月 2 5 日（木）午後 3 時

会場 立川市役所 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - （ 1 ） 事務報告
  - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
  - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 1 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について      |
| 議案第 2 号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について |
- 5 その他
  - （ 1 ） その他
- 6 閉会

令和6年第7回立川市農業委員会総会

令和6年7月25日（木）

立川市役所208・209会議室

| 議 席 | 氏 名       | 議 席   | 氏 名         |
|-----|-----------|-------|-------------|
| 1 番 | 鈴 木 豊 君   | 1 0 番 | 鴻 地 文 武 君   |
| 2 番 | 嶋 田 貞 芳 君 | 1 1 番 | 岩 崎 紗 矢 佳 君 |
| 3 番 | 高 杉 普 一 君 | 1 2 番 | 高 橋 浩 久 君   |
| 4 番 | 内 野 智 行 君 | 1 3 番 | 宮 岡 広 行 君   |
| 5 番 | 橋 本 良 子 君 | 1 4 番 | 田 中 佐 一 君   |
| 6 番 | 浅 見 恵 子 君 | 1 5 番 | 清 水 茂 男 君   |
| 7 番 |           | 1 6 番 | 川 野 進 君     |
| 8 番 | 横 幕 玲 子 君 | 1 7 番 | 岡 部 良 己 君   |
| 9 番 | 森 谷 一 郎 君 |       |             |

事務局職員

次長 八 谷 俊 太 郎 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。また、今日は非常に連日の猛暑の中、今日も非常に暑い中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

まず初めに 1 点、本日のこの部屋なんですけれども、6 時から次の方の予約が入っていますので、6 時前にはこちらを出たいと思いますので、どうかスムーズに議事を進めていきたいと思いますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

私たち 25 期の農業委員会もここで丸 1 年になりまして、何か早いものなのか長いものかというところなんです、残り 2 年といっても、1 年半後ぐらいには 26 期の話合いというか、各地区の支部長さんに説明会を行わなくちゃいけないのが、あと 1 年半後ぐらいなんです。ということは、その前に、今度は 26 期に対してのいろいろな評価基準等のいろいろ事務局からの報告等もあったり、私たち 25 期の集まりに対しての検証とかをしたりする期間が前もってあると思いますので、実質 2 年前から 1 年後ぐらいにはそういった話合いも進めていくことになるかと思うので、残りまだ 2 年と言いますけれども、またぜひよろしくをお願いしたいと思います。

あと報告事項としまして、9 月 6 日に果樹組合の果樹品評会がごございます。また、農業委員会としまして表彰状等の寄贈の依頼が来ていますので、農業委員会からも表彰状と記念品のほうを用意したいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年第 7 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長        それでは初めに、議事録署名委員の指名でございます。

              今回は、１１番の岩崎委員、１２番の高橋委員にお願いをしたいと思います。

              それでは、（１）の事務報告、（２）農地法第４条第１項第７項の規定による届出が１件、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が３件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長        事務局次長の八谷です。

              本日は局長が別件がありまして不在になりますので、私のほうで事務報告のほうをさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

              それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行います。

              ７月１日（月）、農業委員会地区別広域連携会議が開催され、会長、職務代理、事務局が参加いたしました。

              ７月１１日（木）、都内における田園住居地域と都市計画線引き勉強会が開催され、事務局が参加いたしました。

              ７月１７日（水）、東京都農業会議の理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

              ７月２４日（水）、農業者年金推進会議が開催され、事務局が参加いたしました。

              委員会といたしまして７月１６日（火）に７月の総会に向けた現地調査を、２５日（木）午後３時より第７回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

              あす以降の予定でございます。

              ８月８日（木）及び９日（金）に農地専門職員研修会が開催され、事務局が参加を予定しております。

              また、８月１９日（月）、東京都農業会議の常設審議委員会・理事会、臨時総会及び東京都農業会議創立７０周年記念式典が開催され、会長が出席される予定でございます。

              委員会といたしましては、８月１５日（木）に８月の総会に向けた現地調査を、２６日（月）の午後３時より第８回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出１件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は若葉町二丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は１３２㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺の略図のほうを御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出３件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は西砂町三丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は４７７㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は一番町一丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は道路。面積は１６平米。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は一番町四丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，６３５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図のほうを御参照いただければと思います。

報告は以上となります。

議長      ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

すみません、１件よろしいでしょうか。農地法第５条の番号１番のこの三丁目２６の４の面積が、４７７平米ということでございます。それで施設等については住宅用地ということで、

建売り住宅が１０軒と書いてあるのですけれども、この面積で１０棟建てられるのかななんて思ったんですけれども、縄延びの関係なのでしょうね、きっと恐らく。

係長      こちらの面積について御説明いたします。登記簿上の面積につきましては、こちら記載させていただいておりでございます。４７７平米となっております。申請のときも基本的に登記面積のほうで申請いただいていたので、こちらの数字を出させていただいておりますが、実際、実測の際には面積のほうで１，５４０．８２平米ということで、大分縄延びしているというところがございますので、その辺御了承ください。

以上でございます。

議長      分かりました。

そのほか、御質問がありますか。

お願いします。

主事      質問といたしますか、補足でございます。（１）事務報告のスケジュールの部分でございますが、おめくりいただければと思います。翌日以降の予定、８月１５日、現地調査のところの欄に、「当日行程は８月１３日（火）に事務局から委員へ連絡」と記載させていただいております。通例であれば８月９日が８月の申請の受け付け締切日となっておりますが、そちら上の段のスケジュールにもありますように、８月９日が農地専門職員研修会ということで事務局が不在となっておりますので、９日の当日中の御連絡が難しいという判断でございます。１３日の翌営業日の御連絡とさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。

以上です。

議長      ありがとうございます。

質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第１号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、６件議題に呈します。

それでは、議案第１号については事務局より説明をお願いい



たします。

次長       そうしましたら、議案第１号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなっております。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、高杉委員、清水委員、嶋田職務代理、川野委員、岩崎委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

まず議案第１号の１、若葉町二丁目の２筆になります。

略図の１を御覧ください。略図の１は若葉町の東、国分寺市境に広がる農地となります。北側の農地は東京都の委託を受けた植木生産と、これからの作付に向けて耕うんをしているという状況でした。南側の農地につきましては、サツキやヒラドツツジなど東京都の委託を受け植木の生産をされておりました。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第１号の２、若葉町三丁目の２筆になります。

略図の２を御覧ください。略図の２は第九中学校の西、五日市街道の北に広がる農地となります。栗やブルーベリーなどのほか、ネギやトウモロコシ、スイカ、ナスなど露地野菜を多品種生産されておりました。販売は基本的に庭先で行っているとのことでした。この時期は収穫が忙しく草の伸びも旺盛のため、やや雑草が目立っておりましたが、時期を見て対応するというお話をいただいております。また、今後実が大きくなったときにカラスやネズミによる被害が発生することを心配されておられました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第１号の３、栄町三丁目の８筆になります。

略図の３を御覧ください。略図の３は南砂小学校の北西に広がる農地となります。ブルーベリーとかんきつ類など果樹のほか、一部植木の生産もされておりました。果樹の下にトクサが広く生えてきたため、その除去方法に悩まれておりました。委員に対し、果樹に影響のない除草剤についての御相談をされて

いらっしゃいました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 1 号の 4、砂川町五丁目の 1 筆と六丁目の 1 筆になります。

略図の 4 を御覧ください。略図の 4 は砂川四番の北に広がる農地となります。南側の農地はキウイフルーツやネギなどを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界は確認できております。一部は宅地等で納税猶予から除外をしている場所となります。北側の玉川上水路沿いの農地は、サトイモの生産のほか今後の作付のため耕うんをされておりました。肥培管理はおおむね良好でしたが、畑の東の境界石が不明とのことで、棒を立てて境界の目印としておりました。境界石について、今後相続になった場合、位置の確定で大変になる可能性がありますので、なるべく早めに隣地との境界を確認するよう委員から指導がございました。

続きまして、議案第 1 号の 5、一番町二丁目の 2 筆となります。

略図の 5 を御覧ください。略図の 5 は天王橋交差点の西側、西武拝島線を挟んだ南北 2 か所の農地となります。北側の農地ではサトイモが、南側の農地ではサツマイモが作付されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。北側の農地では、隣接する方の肥培管理が不十分で雑草の種が畑に入り込むなどの被害があるというお話をいただいております。地区の農業委員から指導していただくよう申請者から依頼をいただいております。

続きまして、議案第 1 号の 6、西砂町一丁目の 4 筆、四丁目の 1 筆、五丁目の 2 筆となります。

略図の 6－1 を御覧ください。略図 6－1 は西武立川駅の西及び北に広がる農地となります。南側の農地については今後の作付のために耕うんをされておりました。北側の農地についてはネギやインゲン、トマトなど露地野菜を中心に生産をされておりました。肥培管理はおおむね良好で、境界も確認できまし

たが、畑の北側、自宅裏の農地については剪定枝が残っており、委員から片づけるよう指導をいただいております。

なお、現地調査のときに地図を作成してお渡ししておりました地図と、今回変更させていただいております、北側の農地の南側には以前墓地があったことから納税猶予を一部除外されているということで、欠けた地図をお渡ししましたが、実際に後ほど確認したところ、欠けることがない1筆全てで納税猶予並びに生産緑地に指定されているということを確認しております。

肥培管理については、当該箇所についても隣接する農地部分と一体として管理されておりましたので、問題はないものと判断しております。

調査に当たりましては、誤った情報を提供してしまいまして申し訳ございませんでした。申請者の方には書類受取時に御説明をさせていただく予定でございます。

また、五日市街道沿い、畑の北東部、こちらにはお稲荷さんの社がありまして、一部納税猶予から除外をしているという状況になります。

続きまして、略図の6-2を御覧ください。略図の6-2は西砂町の北西、横田基地の南に広がる農地となります。東側の農地はネギやサトイモを生産されており、また、一部は今後トウモロコシの作付のための耕うんをされておりました。西側の農地については調整区域内になっております。主にネギを生産されておりました、肥培管理は良好で境界も確認できております。

議案第1号については、御説明は以上となります。

議長      ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。なお、今回の中立委員は岩崎委員と橋本委員が担当でございます。

それでは、補足説明を1番と2番、続けてお願いしたいと思います。まず初めに岩崎委員、お願いします。

1 1 番 1 番からいきますと、特段問題なく、周辺の農地ではハクビシンなどが出ているようでしたけれども、植木ということでこの農地には特段の被害はないというお話がございまして、肥培管理も良好で問題ないと思います。

続けて2 番ですけれども、ハクビシンのことばかり言ってあれなんですけれども、こちらはハクビシンとかそういう動物がなくて、四本足の獣ではなくて、カラスとかそういったところで被害があるというようなことでおっしゃっていましたが、肥培管理自体は良好でございまして、確かにちょっとお片づけをしたほうがいいような部分もございましたけれども、出荷のタイミングなどと調整して近日中ということございまして問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 特に問題はなく、農業者さんも元気で前向きに農業に取り組んでいらっしゃいますので大丈夫だと思います。

議長 それでは、私が報告します。

まず1 番の方です。こちらの方は住まいのほうは国分寺の方でございまして。こちらの農地については、全部が東京都の委託苗木のほうを植えられております。非常にきれいに、毎回見に行ってもいつもきれいな農地で、大体3 年ぐらいで、低木のツツジとかなので3 年でほとんど出てしまうということでございまして、本当にこちらについては問題ないと思います。

続きまして、2 番です。2 番については、この方は自宅で庭先販売ということで、多品目の野菜を作られております。どうしてもこの時期、夏野菜がいろいろな多品目作る関係で、草が結構茂ったりしているところがありましたので、ある程度仕事落ち着いたらきれいにしていただきたいということでお願いをいたしました。境界等についてもこの方についても問題ないと思います。

以上でございまして。

続きまして、3 番です。高杉委員、お願いします。

- 3 番      この方なんですけれども、ちょっと複雑な形をしていまして、何日か前にも見に行ったときに、当日はちょっと時間がな  
いからポールを立てて分かるようにしておいてくれということで、  
当日は立ててもらったんですごく分かりやすかったです。  
肥培管理は良好で境界石も確認しています。ブルーベリーとか  
かんきつをやっています。

以上です。

議長      ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 1 1 番      今、高杉委員からあったとおり、肥培管理良好で特段の問  
題はないと思います。

以上です。

議長      ありがとうございました。

橋本委員、お願いします。

- 5 番      肥培管理に関しては何も問題はないと思います。トクサの  
防除に関してなんですけれども、果樹の畑の中にあるトクサを  
防除したいということですので、そこらあたりは防除基準に従  
ってやらなければいけないということを、少し説明させていただ  
きました。

以上です。

議長      ありがとうございました。

4 番ですね。清水委員、お願いします。

- 1 5 番      略図の 4 を御覧ください。この方は 2 か所畑があるんです  
が、南側は自宅のすぐ裏にある畑で、こちらはナスなどの夏野  
菜が植わっていて境界石も確認でき肥培管理も良好でした。

もう一つ玉川上水の縁にある畑ですが、こちらのほうは隣の  
畑との境がはっきりしていないということで、隣地の隣の方と  
の話合いで棒を立ててあるんですが、境がはっきりしていない  
ということで、こちらのほうは測量士さん等に相談してはっき  
り決めるように伝えておきました。こちらは肥培管理良好なん  
ですが、なかなか女性の方だけの家族なので、畑のほうが大変

なようであれば農地バンク等に登録するように伝えておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今ございましたとおり肥培管理自体は問題はないと、野菜のほうは問題ないと思うんですけども、玉川上水沿いの農地のほうに木が立っておりまして、ちょっと大きくなり過ぎだと思imasuのでそのところの剪定など、あるいは伐採などをお考えいただくようなお話があったかと思imasu。

それから、全体的にいろいろお話をさせていただいて、生産緑地であるとか納税猶予であるとか、そういったところの制度の理解が非常に曖昧であって、御本人からも不安であるというようなお申出がございました。ですので、事務局のほうに何かお問合せいただくとか、あるいは農業会議のそういう農業経営相談事業というようなのを御利用いただいて御不安なく、それで農地というのはどう管理しなきゃいけないものであるとか、生産緑地というのはどういうものであるとか、その先農地を貸すのであればどういう制度があってというようなところを、一度御理解いただく機会を設けたほうがいいような状態でありましたので、そのような制度などの御説明をさせていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 今、御指摘いただいたとおりで特に補足等はございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5 番ですね。嶋田委員、お願いします。

2 番 この方の畑ですけれども、2 か所とも肥培管理のほうは良好でして、今のところ両方の畑でサツマとあとスイカを栽培しておりました。空いているところについては耕うんがなされていて、これから秋に向けて大根だとかそういうものを作ってい

くということでした。

それと、隣の畑でちょっと肥培管理がよろしくないということで御指摘を受けまして、毎年この方は出てくる方なので、引き続きまた肥培管理等が自分自身で難しいようでしたら、農地バンクだとかそういうことも説明しながら、今後も隣の畑の方については指導をしていきたいと思います。

あと5番の方ですけれども、作物については、ほぼほぼが自家消費、余ったものというか、それについては近所の方に販売しているというようなことでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今、お話がございましたとおり、とてもきれいな畑で問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 付け加えること等はございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番です。川野委員、お願いします。

1 6 番 6番の方ですけれども、先ほど事務局から御説明がありましたとおりでございます。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 自宅前の資材についてちょっとお片づけが必要かなと思いますので、そこは指摘させていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

橋本委員、お願いします。

5 番 付け加えること等はございません。

以上です。

議長        ありがとうございました。

それでは、私のほうから 1 点です。先ほど岩崎委員から 4 番の方についてお話がありました相談等についての件なんですけれども、農業会議所の経営相談等のパンフレットが恐らく事務局のほうにもあるかと思imasuので、もしあれだったらそういったパンフレットなども、証明書を取りに来たときにでもお渡ししておいていただけるといいかなと思imasuので、岩崎委員も相談員の一人になっていmasuけれども、よろしくお願ひしたいと思imasu。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願ひしたいと思imasu。

それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第 1 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願ひをいたします。

……全員挙手

議長        ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 件議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長        そうしましたら、議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件につきまして御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図の 1 を御覧ください。土地の所在は砂川町五丁目の 2 筆と六丁目の 2 筆、面積は 2, 806 m<sup>2</sup>になります。申出事由は死亡、証明内容は生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

説明は以上となります。

議長        ありがとうございました。

議案第 2 号について、調査を担当された委員から補足説明を



お願いします。

それでは、田中委員、お願いします。

- 1 4 番 この申請者の畑のほうの確認をしに行きました。畑のほう  
は自宅の裏の畑と玉川上水の畑ですね。両方とも耕作されてお  
りまして、証明を発行しても間違いないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありま  
したらお願いしたいと思います。

お願いします。

- 1 1 番 形式的なところをお伺いしたいんですけれども、申請者の  
ほうにお名前が2名入っていらっしゃるということなんですけ  
れども、これは共同で申請があったということなんですか。

- 1 4 番 亡くなった方の長女の方が上の方です。その息子さんが下  
ということで、2名の連名ということです。

- 1 1 番 じゃ、その亡くなった方のお孫さんに当たる方と。

- 1 4 番 そうです。

- 1 1 番 連名、共有ということなんですね。共有者ということ。

- 1 4 番 はい、共有と。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第  
2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願に  
ついて、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明すること  
に決めます。

続きまして、その他で何かございますか、事務局のほうで。

次長 事務局のほうからは特にはございません。

議長 川野委員、お願いします。

- 1 6 番 今後の予定なんですけれども、9月のパトロールの日にか  
がもし決まっていたら。

議長 それは全員協議会でお話しします。

16番 分かりました。

議長 それでは、ないようなので本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は、8月26日（月）午後3時から、この部屋ですね。208・209会議室で行います。

本日も慎重審議をしていただきありがとうございました。

午後3時33分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員